



令 3 教 安 体 第 5 3 6 号
令和 3 年 (2021 年) 8 月 3 1 日

各 県 立 学 校 長 様

学校安全・体育課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が
確認された場合の対応ガイドラインの送付について

このことについて、文部科学省から通知がありましたのでお知らせします。
本ガイドラインでは、緊急事態宣言対象地域等に指定された地域において、学校における濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断に当たっての考え方について示されています。

各学校におかれましては、引き続き、令和 2 年 3 月 16 日付け令 2 教安体第 849 号「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（改訂版）」に沿って学校医や関係機関と連携を図りながら、感染防止対策の徹底や感染者が発生した場合の対応計画による濃厚接触者等の候補者のリスト作成及び保健所への提供をしていくこととしましたので、お知らせします。

なお、国の通知を踏まえて、今後「学校における新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン（改訂版）」を改訂する予定としています。

おって、別添写しのとおり、県医師会や県健康増進課を通じて各市町医師会や保健所にも協力を依頼していることを申し添えます。

【参考】休業判断までの主な流れ（別添参考資料 1 より抜粋）

（現状）

- 設置者は、保健所の見解や学校医の助言を踏まえ、学校の全部又は一部の臨時休業の可否を検討。

（変更点・・・緊急事態宣言対象地域等で保健所の業務が逼迫している地域）

- 設置者は、濃厚接触者等のリスト提出後、検査の実施や校舎内の消毒等に要する期間や学校内の感染状況に基づき、学校医と相談し、学校の全部又は一部の臨時休業の可否、対象、期間を検討。

こども元気づくり班 担当 田村 ・ 伊藤 TEL : 083-933-4685 FAX : 083-922-8737 E-mail: tamura.chie@pref.yamaguchi.lg.jp
--